



# 第61回総会

令和元年5月16日(木)、千葉市ハーモニープラザにおいて、第61回千葉市肢体不自由児者父母の会の総会が開かれました。

ご来賓の、千葉市保健福祉局高齢障害部長の佐藤ひとみ様、臼井正一様よ



第 138 号

千葉市肢体不自由児者父母の会  
 会長 西長 和子  
 編集人 父母の会広報部  
 千葉市美浜区磯辺2-21-1  
 TEL・FAX 043(303)0582  
 fubonokai@ia4.itkeeper.ne.jp

りご挨拶をいただきました。次に、成人を迎えられた朝倉優希さん、豊巻海晴さん、二宮日

翔里さんに記念品が贈呈され、ご本人欠席のため代理の方に手渡されました。

議案は全て承認され、新たな年度がスタートしました。



## 新任の挨拶

千葉市保健福祉局高齢障害部長  
佐藤ひとみ

新たに、高齢障害部長に就任いたしました佐藤ひとみでございます。

千葉市肢体不自由児者父母の会会員の皆様におかれましては、日頃より本市障害福祉行政の推進に格別のお力添えを賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。

千葉市では、「第4次千葉市障害者計画・第5期千葉市障害福祉計画・第



## あいさつ

会長 西長 和子

いよいよ夏の到来を迎え、会員の皆様におかれましては毎日お元気で活躍のことと存じます。第61回総会では

千葉市保健福祉局高齢障害部長佐藤ひとみ様をはじめご来賓の皆様にご臨席をいただき誠にありがとうございます。今年も総会を開催できましたことを感謝申し上げます。会員の皆様もご出席ありがとうございます。

少子高齢化の急速な進行、個人のライフスタイルや価値観の多様化、障害の複雑化から、地域での交流や結びつきが希薄化しているなかで、令和元年の今年は平成元年の30年前に比べれば恵まれた環境ではありますが、近年、

会員それぞれの生活に関するニーズは多様化、複雑化しています。

今年度は組織を見直し、専門部を広報部・行事部・研修部の3部体制にし、また広報誌は年2回の発行として、父母の会だよりで随時情報をお知らせすることといたしました。

昭和・平成・令和と時代は移り変わっても父母の会発足当時の「子ども達の幸せのために」という思いは決して揺るぎません。行政・関係機関と連携を図りながら活動してまいります。これからもより一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

1期千葉市障害児福祉計画」を策定し、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も、ともに活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会を構築することを基本理念としています。

特に、障害者理解の促進にあたって

は、いよいよ来年に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、同大会後もレガシーとして、障害の有無にかかわらず、誰もが社会に出て活躍できる社会づくりに資する施策を全庁的に進めるなど、市民の皆様をはじめ、関係機関や各種団体との連携・協働のもと、共生社会を真に実現していくため、より一層取り組んでまいります。

結びに、貴会のますますのご発展と、会員皆様のご健勝を心から祈念いたします。新任のご挨拶とさせていただきます。

### 関東甲信越肢体不自由児者父母の会連合会 千葉大会

令和元年6月29日(土)、東京ベイ幕張ホールにおいて、第56回関東甲信越大会が関東甲信越1都8県456名の参加者で盛大に開催されました。

基調講演では、医療法人はるかか会理事長 前田浩利氏から「医療的ケア児者の地域支援」についてお話があり、短い時間ではありましたが内容の濃い講演に皆さん熱心に聞き入っていました。

シンポジウムでは『住み慣れた地域で共生社会の実現』「重度重複障害児者が豊かに暮らすには：の大会テーマに基づき、母親、父親、ご本人と、立場の違う5名のシンポジストの方から意見発表がありました。父母の会からは増田みずずさんが発表されました。

(菊池 恵美)



## ライフステージを考える会

### 「障害児者の福祉サービスについて」

ライフステージを考える会では、平成31年3月13日(水)千葉市中央コミュニケーションセンター5階講習室にて障害福祉サービス課課長補佐、薄田寛氏による「障害児者の福祉サービスについて」の研修会を行いました。我が子の将来と千葉市の福祉の現状について各世代の会員の皆様で討論いたしました。

(事前質問Q1～Q5と出口の質問、それに対する薄田氏による回答)

### グループホームを中心に「住み慣れた地域で、共生社会の実現」 重度重複障害児者が豊かに暮らすには…」



日中過ごす場所と夜ゆったり過ごす場所の分離ができる暮らしがせたいと思いいグループホーム設立をめざしました。

2013年春陽会の生活介護事業所が開設され、2015年重度重複障害者の利用できるグループホームの開所に至りました。地域の方々にホーム利用者の存在を認知してもらうべく努力しておりますがまだ地域で暮らす仕組みはできていません。医療機関の受診なども親が対応しており、地域で暮らすということ、職員の人手不足の改善や意識の改革も不可欠かと考えます。

社会活動の参加の機会の選択、住まいの選択などにおいて意思の表出や自己決定が難しい重度重複障害者のホームの中で、地域社会との共生を可能にするのは、自己決定支援のあり方や細やかなサービス利用計画やモニタリングであり、その具体的な仕組み作りが大切だと思います。

入所施設やグループホームが拠点となり、地域で暮らす障害者を24時間体制で支援する地域生活支援拠点事業は千葉市では、まだ限定的です。事業の拡大に父母の会でも取り組んでいけたらと思います。(増田みずずさんの発表を要約させていただきます。)

Q1、現在千葉市に地域生活拠点事業所が何か所ありますか。

A1、平成29年に1ヶ所、地域限定で従来では難しいところを限定して緑区に設置。平成31年にもう1ヶ所増やす予定(若葉区あたり)平成32年に向けて全地域をカバーしたい(3ヶ所で6区)業務間の連携、地域の力となる事業所として65才からは高齢福祉の底上げを目的として「あんしんケアセンター」があるが障害の難しいところは

絶対数が足りないことである。なかなか個々の障害を対応し理解するのが難しい。

※地域生活拠点事業所とは5つの機能と体験の機会がある

- ①相談 ②緊急時対応 ③体験の機会、場の提供 ④専門的人材の確保 ⑤地域の体制作り

Q2、厚労省は65才になると介護保険へ移行の動きですが、千葉市としてはどの様に考えていますか。生活介護利用者は、65才近くになる

と移行することを勧められていますが、なかには65才を過ぎても移行することを頑なに拒んでいる方もいます。入所されている方が65才になる時も同じように移行を勧められるのでしょうか。移行する・しないは、利用者の意思が尊重されますか。

A2、法律では介護保険優先になっているが、同じようなサービスであれば介護保険が優先、違うサービスであればそうではない。入所の方には介護保険に移ってくださいという話はなく市役所としては必ず行ってくださいという話はしていない。本人、保護者の方の意思を尊重する。施設の状態によって無理であれば行ってもらうが、介護保険にないサービスであれば行必要はない。

※ホームヘルプサービスについては介護保険を利用して下さいという話になる。

Q3、平成28年度自立支援協議会運営事務局会議に親亡き後の支援について

・医療的ケアを必要とする等、重度障害のある方への支援についての2部会に当会としてそれぞれ各2回参加させていただきました。その後の動きはあるのでしょうか。

A3、限りある予算で重点的に行うための会議であり、中長期指針、今後10年間どういったものに力を注

いでいけば良いか実現性の高いものを盛り込んでいます。早くやらなければいけないものは3年計画としている。

※喀痰吸引指導、強度行動障害者については平成30年度から実施している。

Q4、入所施設待機者が多く、生活介護施設がほぼいっぱいになってきており近い将来不足すると思われませんが、どのように考えていますか。

A4、入所待機者は多いが国としては入所施設はよろしくないと考えている。入所施設は必要ないと考えており、なるべく普通に近いかたちでグループホームというかたちに入力を入れている。

※生活介護施設は事業所にも呼び掛けているがマッチングが難しい。

Q5、相談支援員の不足について

A5、平成24年から対象者拡大し平成27年以降は本人が作った計画（セルフプラン）でも対応している。

どういった生活をしていきたいか、聞き取りに時間がかかるわりには報酬額が良くない。もっと相談員が必要である。介護事業所の方にも報酬を上げていて12ヶ所ほど増加している。区役所のほうでも相談事業所について対応して探している。職員は移動がありスキルに疑問がある場合もあるかもしれないが、真摯に対応していくし

かない。

【参加者の当日質問、要望】

①利用したい施設の枠がなかなか空いていないので、枠にゆとりがあつてほしい。重度の方は特に弱い。2ヶ所、3ヶ所の利用になる。どこまで在宅で出来るか不安である。希望を持ってのような社会であつてほしい。

②短期入所を増やせば良いのではないか。

A、作業所は…玄鼻作業所、鎌取作業所の民営化の理由など市がやっていると民間を圧迫しているのではないかという話もある。採算があうよう

にしなければならぬ。

③65才になったら

A、40代になって介護保険料を払っている場合法律上介護保険が優先。あらゆる福祉政策、自助、公助、共助、保険制度が出来ていけば保険を使つて下さいとなるが、強制されるかとなると同一のサービスが出来なければ移るということにはならないし、行なわれているケアが違うのですと言えるのであれば、施設の中の強制は出来ない。

④桜木園の現状

A、民間のところでは医ケアが少ない。通所15名の枠をひろげてほしい。あと5名の増員を希望。もう少し具体的に検討してほしい。

A、もしやるとすれば千葉市の計画にのせてやらなければいけない。

⑤グループホームについて

・イメージが終の棲家になりえるのか  
・重症児施設にもグループホームは不足していて、グループホーム、入所施設を作りたい。千葉市で認可をおろしたからには看護師も訪問も必要。親がいなくなった時にグループホームも終の棲家になりたい。入所施設が出来ないのであれば千葉市が認可をおろしたからには最後までやってほしい。

A、千葉市のグループホームは居宅扱いである。

(西長 和子)



令和元年度 父母の会運営役割

会長 西長 和子  
 副会長 池上 玲子・浅野真由美・橋本美保子  
 監事 草刈由美子・菊池 恵美

部名	部員名	活動内容
総務部	会長 副会長 部長 副部长	・理事会及び総会の運営 ・事業の企画立案
研修部 (4名)	◎三枝 慶子 富井るり子 ○中山 薫 大坂 光世	・子ども達の進路確保及び 福祉向上のための調査・研究 ・施設見学・講演会 ・会員相互の親睦と交流を図る ための行事の企画実施
広報部 (4名)	◎近藤 美紀 箱石由美子 ○大村 千佳 並木 蘭子	・会報「のびる」の発行 2回/年間 ・「父母の会だより」の発行 随時
行事部 (7名)	◎栗飯原礼子 伊東 薫 ○野田 純子 江波戸玲子 ○小形 海蘭 植草 康子 平子 愛子	・クリスマス会 ・育成旅行
◎印 部長 ○印 副部长		

5月16日 第61回総会  
 6月29日 関プロ千葉大会  
 7月27日 ボッチャ大会  
 総務会 4月8日  
 7月1日  
 理事会 4月15日  
 6月3日  
 7月8日



活  
動  
報  
告

ウィンズめーる



最近の  
趣味について

三枝 慶子

子育てが生活の中  
心となつていの中で、  
自分の趣味を楽しむ  
ことは、私の場合難しくなつてきてい  
る。それは読書や映画・音楽鑑賞、ス  
ポーツを楽しむといった、ごく普通な  
ものだ。しかし、読書は細切れ、映画・  
音楽鑑賞は見に行く余裕がなく、スポ

ーツは張り切つて励むと逆に疲れが溜  
まつてしまい、ただでさえ滞りがちな  
家事が一層できなくなる。筋肉は裏切  
らないが、気持ちが続性を保てない。  
高校2年生になった重度心身障害児の  
息子の世話で、筋肉鍛錬は終了である。  
さりとして、趣味は心のオアシス的存  
在。ママ友や学生時代の友人達と、会  
食やカラオケ等で気晴らしはできるが、  
時間的制約があるためかなり不足する。  
そのような中趣味と呼べるものは、テ  
レビ・ラジオ鑑賞が残つた。

お気に入りのテレビ番組の傾向は、  
報道、ドキュメンタリー、スポーツ中継、  
バラエティーであったが、息子と一緒  
に見てしまうNHKのEテレビ子ども向  
け番組にも、図らずも楽しんでる自  
分に気が付いた。息子より2歳上の娘  
が生後3か月から見ていた「おかさ  
んといっしょ」など、足かけ18年以  
上の定点観測で、かなりのヘビーユー  
ザーである。Eテレ番組はまさに教育番  
組で、幼児向けであっても、その時代  
に必要とされる基本的概念が盛り込ま  
れている。例えば、多様性を認め、発  
達障害やLGBTの人々を差別しない  
ように、当該キャラクター(「ともだ  
ち8人」、「サボさん」等)を登場させ、  
その特徴を自然に理解させるようなエ  
ピソードを作つて認知させており、よ  
く企画が練られていると感心しながら  
見ていた。  
しかし、ここ最近これらは安直なエ

プール事業参加者募集



千葉公園のオオガハス

ピソードも多くなり、「ともだち8人」  
は終了。ユーチューブを見る子供が増  
加している時代の流れなのかもしれない  
が、楽しみがひとつ減つたようで、  
私は残念で一抹の寂しさを感じる。E  
テレよ、今一度大志を抱け!

親子でハーモニープラザのプー  
ルに入り緊張を緩め、ゲームや体  
操を楽しみながら水と親しんでい  
ます。また、障害児者の水泳指導  
に携わるNPO法人「ゆめけん」  
による講習会を年3回実施、充実  
したプール活動になっております。  
ぜひご参加ください。

日時 毎月第3日曜日  
13時30分～15時30分  
※「ゆめけん」の指導

8月4日、8月25日、10月20日  
「8月第3日曜日はお休みです」

申し込み先  
父母の会事務所(303)0582